

社会的養護関係施設福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：児童心理療育センターみらい	種別：児童心理治療施設	
代表者氏名：施設長 石田健一	定員（利用人数）：入所 20名（20名） 通所 10名（4名）	
所在地：島根県出雲市神西沖町 2534-1		
TEL：0853-43-8020		
【施設の概要】		
開設年月日：平成22年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 親和会		
職員数	常勤職員： 22名	非常勤職員 5名
専門職員	施設長 1名	嘱託医 3名
	指導員・保育士 11名	小児科医 1名
	心理療法担当職員 7名	精神科医 2名
	家庭支援相談専門員 1名	
	虐待等個別別対応職員 1名	
	看護師 1名	
施設・設備の概要	男子棟 9部屋	心理治療室 5部屋
	女子棟 3部屋	相談室 4部屋
		談話室 4部屋
		静養室 1部屋
		工作・遊戯室 1部屋
		職員室 2部屋
		事務室 1部屋
		医務室 1部屋
		医局 1部屋
		運動場 1ヶ所
		体育館 1ヶ所
		分教室 1棟
		施設長室 1部屋

③理念・基本方針

1. 事業目的

児童心理療育センターみらいは「児童心理治療施設」として、保護者等による虐待・家庭や学校での人間関係等が原因となって、心理的に不安定な状態に陥ることにより、社会生活が困難になっている児童を対象とする。そして、短期間の入所、または保護者のもとからの通所によって、児童精神医学・心理臨床・児童福祉・教育の各専門スタッフが寄り添い、ゆっくりと自分の力を取り戻す手助けを行い、個性豊かな児童の成長の環境を整えることを目的とする。

2. 経営理念

福祉、医療、教育が協力・連携した総合環境法の中で、情緒的不適合を起こした児童たちに対して、総合・多面的に援助を行い、心の成長と自立を促し、一人ひとりの人権尊重と個性豊かな成長の実現を図る。治療方法

「受容」「関係」「展望」とする。

○個々の能力と個性に応じた支援を行い、生活経験の拡大や社会参加能力の向上を図る。

○施設の専門的機能を地域の児童や保護者等へ提供し、家族支援サービスを図る。

○県内唯一の専門施設としての役割を図る。

3. 支援の基本方針

1) 治療方法を・・・

「受容」(Accept)

「関係」(Relation)

「展望」(Outlook)

2) 子ども自身が安心して生活でき、自分の思いを表現することを保障する。

3) 子どもの抱える問題に、的確な社会的診断と治療方法を明確にする。

4) 支援者との人間関係を通じて、子どもの心理的安定を図る。

5) 家族や関係機関との連携と協力を努める。

4. 支援の目的

1) 子どもたちが安心して生活ができるように、スタッフとの関係を確立する。

2) 子ども自身の特性を尊重し、個別の関わりを大切にする。

3) 自立支援計画に基づく支援を行う。

4) 個々の能力と個性に応じた支援を行う。

④施設の特徴的な取組

◎子ども自身の特性を尊重した個別的支援

◎さまざまな治療的プログラムへの展開

○総合環境療法

施設内・外で行っているすべての活動を治療と位置付け、子どもに関わるすべての異職種が協働して、子どもの治療目標を達成できるよう本人・家族を支援します。

○医療・心理療法

児童精神科医や心理スタッフが月数回、約1時間程度の治療の場面を設定し、色々な手

法を使って心の中の不安や葛藤を表現させ、それを軽減するための手助けを行います。

- ・ カウンセリング（ことばのやり取り）
- ・ 遊戯療法（遊びを通してのやり取り）
- ・ 箱庭療法（物を通してのやり取り）
- ・ 描画（絵を通してのやり取り）
- ・ 心理発達検査
- ・ S S T（ソーシャルスキルトレーニング）

※医学的な所見に基づき症状を軽くするため一時的に服薬治療を行う場合もあります。

○生活支援

利用する子どもたちの多くは仲間作りや集団生活が苦手で、特にルールやきまりに対して不安も大きく、さまざまな生活の場面において自信を失っている姿を見かけられます。安定した生活環境の中で、子どもとしての成長・発達に必要なさまざまな経験を積み重ねることによって、本来持っている能力を引き出し、社会適応能力の向上のための支援が行われています。

- ・ セカンドステップ（暴力防止プログラム）

思いやりの気持ちや怒りのコントロール、相互理解をする気持ちを育む取り組みをされています。

- ・ 棟別活動

児童ミーティングを行ない、公共施設や交通機関の利用体験、アウトドア体験、学期末の慰労会、調理など、意見のぶつけ合いながらも最後は全員が気持ち良く参加できるように励まし合いながら進めています。

- ・ 誕生日外出

誕生日月の児童が普段の生活にはない活動を担当職員と個別に行う取り組みです。生活の場を離れ職員を独り占めできる特別感を味わってもらい、日頃話しづらい事を話したり、リラックスした良い時間を過ごせています。

- ・ 小規模グループケア

子どもたちには自分でできることを増やし、自分で生活する力を身に付ける必要性も高まっています。そのためには家庭に近い環境と雰囲気作りが必要です。少人数の環境は情緒の安定や協調性の向上にも効果が現れています。

- ・ アニマルセラピー

動物たちとの関わりを通して、気持ちが通じ合うようになり、信頼される体験を積み重ねることで自尊心を高めることができます。

動物たちが持っている癒しの効果により、日々の生活の中で抱えているストレスを軽減することができます。

命を大切にしたいという気持ちを育み、自分以外の人や動物を思いやる気持ちを持って行動することができるようになることを目指しています。

○家庭との治療教育

家庭支援専門相談員等による支援が行われています。

○地域関係機関

児童相談所、行政機関、復帰予定校等の連携を取っています。

○学校教育

島根県立出雲養護学校みらい分教室

「みらい」在籍の小中学生はみらい分教室に通っています。

◎目標

- ・ 集団生活を通して基本的な生活習慣を確立する。
- ・ 温かく安定した気持ちの中で思いやりを育むことができるよう寄り添います。
- ・ 個別的な活動で苦手なことにも少しずつ挑戦しながら自己肯定感を育てていきます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和1年7月1日（契約日） ～ 令和2年3月 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成28年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

経営理念及び基本方針に基づき、心理学的、福祉的、医学的アセスメントに基づき、自立支援計画、治療方針に沿った治療支援プログラム（心理療法・家族支援）による一人ひとりの療育の実施に加え、子ども一人ひとりのモニタリングが適切に実施され、毎月のケースカンファレンス（児童指導員・保育士、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、看護師等）の実施による確実な治療効果の検証や今後の対策・援助方法等必要な改善・見直しによる個別の自立支援計画（学期単位）の作成が行われ、異職種ของทีมグループ連携による治療・支援が組織的に適切に実行されています。

子ども一人ひとりの特性に適応した心理療法（個人心理療法、集団心理療法）として「セカンドステップ」「アニマルセラピー」「遊戯療法」「箱庭療法」等を取り入れ、特に、全職員が、セカンドステップレッスンのファシリテーター資格取得等による指導が実施できる環境が整い、子どもたちの攻撃的な意識（アンガーマネジメント力含む）の改善に加え、問題解決に向けた前向きな意識やコミュニケーション力の向上の療育が実施されています。

また、前年度より「セカンドステップ親子塾」の開催等、子どもが学んでいることを保護者としても理解する取り組みが行われ、退所後の生活にも活用できる家族支援としての取り組み等療育内容等の向上強化が進展しておられます。

グループワーク（小集団グループケア：女子棟1グループ・男子棟3グループ）による生活環境が整備され、小集団活動による生活の場での生活ルール（生活日課）を守る及び自己の抑制や人間関係の構築等、実践的な暮らしの中で普通の生活習慣を学ぶ療育が展開されています。

小集団の棟単位に定期的な「児童ミーティング（毎月）」や「アンケート調査（嗜好調査含む）」が実施され、子どもたちの自立を促すための意見交換や要望等の反映による生活環境の改善対策やレクリエーション計画や棟単位の夕食会等の活動を通して、小グルー

プでの情緒の安定や協調性を育む取組みが展開されています。

◇改善を求められる点

- ・親子で必要な一定の期間過ごせる設備の整備を期待します。
- ・各種のマニュアル等の見直し作業や職員研修等による職員の理解度向上の取組みが定期的に実施されることが望まれます。
- ・家庭への移行（退所後）の場合は、電話、来所面談、訪問等によるアフターケアが定期的（約1年程度）に、家庭支援専門相談員による家庭支援が実施されていますが、その後、社会人としての生活の安定を見定めるまでの継続的な支援体制、期間、支援内容、支援決了の判断等、一人ひとりの長期計画的なアフターケア対応が児童心理治療施設全体の課題とも言えますが、国と共にアフター対策について提案されることに期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で3回目の第三者評価を受審となりました。今年度は開設して10年目の年になりました。

前回の受審以降、小規模グループケアの2棟の運営による環境面の整備を図り、セカンドステップを中心にした支援の展開を少しずつではありますが、拡げることができているのではないかと考えています。

不備な点としては、ご指摘のあったように、「中長期の事業計画」の策定と運用があります。

この中で、家族棟（仮称）の整備や各種マニュアルの見直し、アフターケアの対応も計画的に実施する必要を感じています。

退所後児童の支援は、児童心理治療施設だけの課題や問題ではない状況もあります。

施設サイドだけがアフターケアとして関わるのか、児童相談所の関わりはどうか等、検討すべきことは多いと理解しています。

今回の受審結果を踏まえて、児童心理治療施設の「治療」とは何かを、日常的な業務を通して、今後も研鑽を深めたいと考えています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三評価結果

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 治療・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>パンフレット、ホームページに治療方針、支援方針等の掲載があり、玄関・子どもたちの居住スペースにも掲示があり、いつでも確認できるよう配慮されています。</p> <p>職員へは、事業運営計画書により、運営基本方針及び児童の支援方針等が明記され、初年度の事業運営方針の職員説明時に周知が図られています。</p> <p>保護者・子どもたちへは面接時にパンフレットで説明されています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>島根県社会的養護体制推進会議、各市町村の社会福祉計画の把握や児童相談所（各種相談内容等）の情報共有等により、国の動向、地域のニーズの把握や分析が行われ、対策が検討されています。</p> <p>事業の経営状況等については、毎月の経営会議（法人各部署の代表者）において、経営状況報告、施設方目標等の実施・成果検証による施設マネジメントレビュー（成果や懸念・問題点を考察）が示され、職員全体会議（毎月2回開催）で、施設経営状況の報告及び組織の事業方針（改善・変更含む）等が共有され、施設運営が行われています。</p> <p>経営状態、入所児童数、職員配置、処遇改善など施設の置かれている環境や状況について職員に伝えておられます。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>法人への経営状況報告書による毎月の経営会議や法人事業所連絡会議に於いて経営状況・進捗の評価が行われており、随時の法人経営検討委員会で報告されています。</p> <p>施設長より職員会議等で、定期的に経営状況や経営課題の改善・見直し対策や方針等の説明が行われています。</p> <p>児童の治療及び支援等の課題の把握や改善対策等は、日常の職員会議やサービス評価委員会（毎月）等で行われています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人全体の中・長期的な事業計画、収支計画の策定による施設運営が行われ、中・長期的なビジョンについては、法人経営検討委員会で将来的な施設改築や組織運営方針や重要案件が審議されています。</p> <p>「児童心理養育センターみらい」としては、小規模規模グループケアの移行に伴う体制作りの実施、専門的資格者の配置による専門的施設の機能の充実に加えて、治療方針の「受容」「関係」「展望」に則り、治療と養護の質の向上のための研修に取組みが行われています。</p> <p>国全体が少子化でも、課題を抱えている子どもの数は変わらないと予想されていますが、措置制度による入所のため中・長期計画には取り込みにくい現状もあります。</p> <p>中・長期的な経営収支目標、利用者へのサービス提供内容の質の向上施策、施設・設備環境整備、安心・安全な組織運営、人材管理、災害・防災対策、地域貢献等々組織が目指す使命や目的に向けての計画に基づいた組織運営が求められる。</p> <p>施設が目指す方針が、中・長期的に重点目標の到達計画（年度線表）が策定され、年度単位の進捗率管理や職員一人ひとりの業務役割・機能・責務目標等が明確に示され、施設と職員が中・長期的にも共有した施設運営となる取組みに期待します</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>前年度末の実績を踏まえ、単年度の具体的な事業運営計画書が策定されています。</p> <p>施設の性質上子どもに対しての治療に重きをおいて、そのことを目的に事業計画も策定されています。</p> <p>職員に対しては年度当初の職員会議で説明を行ない、毎月の事業活動や収支実績状況についても、毎月の職員会議に於いて実績報告を行なうことで共有が図られ、施設運営の課題や新たに発生する施策等に対する取組みが行われています。</p> <p>日常の治療・養護に於ける児童の改善に向けた課題と対策等を行い、児童一人ひとりの特性に沿った治療や援助の繰り返しによる生活改善等の目標達成に向けた取組みに期待します。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>年度末に職員が参加する各委員会でその年の事業計画の評価・見直しが行われ、次年度の計画に反映され、新年度事業計画が策定されています。</p> <p>事業計画は、施設方針に沿った重点目標や各種施策が策定され、年度当初に、職員一人ひとりに資料配布され、施設長から職員会議の場で説明が行われています。</p> <p>事業計画達成に向けた取り組みとして、法人が運営する各委員会に児童心理治療センター職員がそれぞれ毎月参加され、適正な組織運営の実施検証と課題への対策・改善策等について、評価・検討が行なわれています。</p> <p>心理治療プログラムの作成に基づく治療・支援の実施や自立支援計画の定期的な評価を連動させた次年度の事業計画が作成されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画の説明は、事業所の特性もあり行われていませんが、治療を目的とした事業については、年3回学期ごとに保護者・子どもに治療計画の説明をし、セカンドステップについても親子に向けた取り組みも行われています。</p> <p>年間行事計画、施設の行事や外泊予定期間等、児童一人ひとりの個別自立支援計画やセカンドステップ等に向けての相互理解を図るための保護者への説明や意見・要望の聞き取りが行われています。</p> <p>児童への事業計画説明としては、施設運営として必要な「支援の基本方針・防災対策・防犯体制・衛生管理・感染症対策・人権擁護・苦情処理対応体制・個人情報保護、生活日課、イベント計画、各種行事計画」等に関する対応や社会生活に必要なルール等のポスター等の施設内掲示や子どもへの宿舎棟ミーティングで定期的に説明が行われています。</p>		

I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりのモニタリングが適切に実施され、毎月のケースカンファレンス（児童指導員・保育士、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、看護師等）の実施による確実な治療効果の検証や今後の対策・援助方法等改善・見直しによる個別の自立支援計画（学期単位）の必要な改善や見直しが行われ、異職種ของทีมグループ連携による治療・支援が組織的に行われています。</p> <p>自立支援計画及び治療方針に沿った治療や養護・支援は、子ども一人ひとりの特性に適応した心理療法やアンガーマネジメントに向けた「セカンドステップ、アニマルセラピー、遊戯療法、箱庭療法等」に加えて、グループワークによる生活習慣の習得や良好な人間関係構築のための集団活動等の児童心理・精神的な療育が進展しておられます。</p> <p>児童の治療・支援の知識・技術の質の向上に向けた到達点はないと考え、更なる質の向上及び各種の効果的療法等の不断の努力による研究・開拓等が組織的に継続されることを望みます。</p> <p>年に1回は施設の自己評価も実施されており、3年に一度は第三者評価を受審されています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>小規模グループケアが実施され、子どもの一人ひとりの心理、医療、教育等の養育がチームによる定期的なケース会議や部門会議による評価を行ない、心理治療プログラムや個別自立支援計画の見直し・改善による養育が行われています。</p> <p>個別支援計画の評価結果については、職員会議で生活面と心理面の課題が話し合われ、改善案を検討され、課題や改善策は共有され、全職員がそれぞれの子どもの特性は把握されています。</p> <p>改善計画については、一人ひとりに合わせたセカンドステップ等で実施されています。</p> <p>今後に於いても絶えず多面的に治療効果の全体的な児童の成長過程を踏まえた子どもの将来の生活を展望したあるべき姿を描きながら治療・支援の最善に期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長としての自らの役割と責任等については、年度初めに職務分掌表を職員に配布し表明されています。</p> <p>広報誌「チームみらい」において、施設長としての思い・役割・責任について表明されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の倫理要領に基づいた法令遵守の各種マニュアルの作成に沿った事業運営が実施されています。</p> <p>社会的に遵守する法令等に加え、法人組織としてのマニュアル「虐待マニュアル、身体拘束マニュアル、個人情報保護マニュアル（情報公開規程）、ハラスメント防止マニュアル、法令等遵守内部規程」等々のコンプライアンス職員研修（毎年全社員対象）等が行われ、法人全体としても人権擁護及び法令遵守の徹底等の取組みが行われています。</p> <p>施設長は積極的に研修等に参加され、職員会議等で説明を行い、法令等のマニュアル修正を行うなど規定の充実に取組まれています。</p> <p>施設長研修（年3回）及び施設長会議等で事業運営における法令遵守の徹底等が共有され、職員会議等で法令遵守等の徹底について周知が図られています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 治療・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>法人事業所連絡会議、経営会議に於いて、入所児童への治療・支援サービス提供及び組織の事業運営の課題や改善対策等が討議され、福祉サービス運営の質の向上の取組みが組織的に行われています。</p> <p>法人組織の会議模様等についての職員会議に於いて運営に対する取組みの情報共有が行われています。</p> <p>また、各種委員会による施設運営及び児童の治療・支援等の品質についての検証・協議が行われる等、組織運営には重要な取組み状況のチェック体制が構築されています。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>法人組織への事業運営状況及び事業収支等の報告が行われ、組織運営に於ける経費の推移やコストバランス分析等が経営会議で事業運営の効率性や実行性を高める協議が行われています。</p> <p>また、経営の効率化促進としてのICT化が促進され、各棟、学校との情報交換が行なわれています。職員間の日報記録、ケース記録、自立支援計画策定、各種報告書作成等の効率化にも取り組まれています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人として、ハローワークとの連携や福祉人材大学等への案内、ホームページの求人情報等による必要な人材の募集採用等、組織的に人材確保の取組が行われています。</p> <p>「児童心理治療施設みらい」からも必要な人材について伝えておられますが、法人採用という事もあり新人職員等については各事業所に振り分けられますが、その中でも心理士を2名増員され、心理職が7名体制となり、子どもの治療や心理士の連携がより深まっています。</p> <p>新規採用職員への新人研修やプリセプター体制等の育成（OJT）が行われており、法人として求められる人材は職務基準に基づき、人事管理委員会による人事管理制度の検証及び改善検討等、福祉サービスの質の向上に向けた人事管理の運営が実施されています。</p> <p>福祉サービスにおける人材の確保・定着に向け、職員一人ひとりの業務実績成果や能力に見合った処遇等の実現に向けた成果把握や検証等を分析するための職員の業務管理シート作成、目標管理シート作成等の見直し・改善の検討が行われています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人親和会の人事評価基準に基づき、「みらい」のあるべき姿としての職員像が示されています。</p> <p>職員の自己評価（心理養育品質チェックシート：年1回作成）が年度末報告（施設長面談の実施）され、職員一人ひとりの人事評価が組織的に実施されています。</p> <p>組織内の「人事管理委員会」に於いて、適正な職員への処遇を行うために、職員一人ひとりの実績、資質・能力、行動力及びチームとしての力量が組織の質を決定するものと位置づけ、現在の人事管理制度による処遇改善としての人事考課制度の検討・見直しが行われています。</p> <p>採用時には人事基準についての説明をされています。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人の就業規則に基づいた労務管理が実施され、職員一人ひとり施設長・課長等の面談実施による就業に対する意向の確認が行なわれています。</p> <p>また、定期的に勤務体制の見直しに対するアンケートが実施され、有給休暇や希望する休暇の取得、時間外労働の管理がされています。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮し、産休休暇取得、家族の介護の相談のも取り組まれています。</p> <p>健康診断は年2回、インフルエンザの予防接種は施設で全額負担されています。</p> <p>課長・係長（ワーカー）はメンタルヘルス研修を受講されています。</p> <p>また、互助会による各種イベント等への参加等の職員間の親睦が図られています。</p>		
Ⅱ-2-(3)職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりへの施設長・課長等の個別面談における人材育成に向けた研修計画策定や事業計画の月次報告等における小規模グループケア単位別への質の向上に向けた指導・アドバイス等が実施されています。</p> <p>職員へは、年度末の自己評価による職員一人ひとりの業績、スキル等の把握による次年度の育成に向けた研修及び日常の指導・アドバイス等の育成が取組まれています。</p> <p>現在、人事管理委員会による人事考課制度の改善・見直しに向け、業務管理シート、目標管理シート等の作成等の目標による管理が検討されています。</p> <p>今後、職員一人ひとりの目標設定や目標達成の確認ができるような面談の場を持たれる等の工夫に期待します。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>法人としての基本方針として、新任職員マナー研修、虐待防止研修、キャリアパス研修、性教育研修、全国児童心理治療施設職員研修会等、体系的（目標等）で必要な年間研修計画が策定され、年度当初に研修計画の周知が職員に行われています。</p> <p>職員の各種研修参加後に於ける他職員への共有の取り組みとして、ホーム内での「伝達講習」「復命の回覧」等が行われています。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの経験・知識・技術スキル等が管理され、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修の計画による職員の職務に必要な研修の機会が確保されています。</p> <p>外部のスーパーバイザーによる職員の職務遂行に必要な指導・訓練の研修が毎月行われています。</p> <p>また、職員の資格取得状況の把握・管理が行われ、取得計画に反映させた教育・研修への参加育成の取組み及び研修後の復命等が実施されています。</p> <p>新規採用職員には、プリセプター体制が取られており、OJTで指導が行なわれます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習生に対する守秘義務等を載せたマニュアルが用意されています。</p> <p>実習生の受入れは、受入れ窓口（課長）で事前に学校等との実習内容（プログラム作成）等の調整や連携を図り、オリエンテーション（実習内容や注意事項及び実習記録等）の実施による実習を行うこととなっています。</p> <p>職員や入所児童等に対する実習生の受入れの告知、実習内容等の事前の周知も行われているが、実習生等受入れに関するマニュアル等の定期的な見直しを望みます。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針及び事業運営（事業計画、事業報告、予算、決算情報含む）に関する施設概要・施設案内等の提供する福祉サービス内容等がホームページ、広報誌「チームみらい」の掲載による情報公開が行われています。</p> <p>定期受審の「福祉サービス第三者評価」の受審結果についても、全国福祉協議会のホームページで公表されています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人本部の内部統制による「業務分掌」「公認会計士監査等」「現金購入物品等の権限等」に関する事務処理、経理事務、必要備品等の購買等に関する取引等のルール等の責任者権限等が明確にされ、適正な施設運営の取組みが行われおり、全体会で職員にも説明されます。</p> <p>また、組織の監事監査規程による内部監査や県の指導監査の受けておられます。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>組織の倫理規定の柱として「私たちは、地域の一員であることを心がけ、地域から愛され、信頼されるよう努めます」とある。事業計画にも地域との良好な関係を構築するための交流計画が示され、積極的に参加する取組が行われています。</p> <p>地域行事「神西地区福祉フェスタ、どんとこいまつり、神西まつり、神西地区文化祭」等への参加の取り組みによる地域の方々との交流が図られています。</p> <p>地域のスーパーに買い物に出かけたり、理髪店の利用、地域の祭りに参加し、地域との交流を図っておられます。</p> <p>神西湖清掃活動に参加されています。</p> <p>しかしながら、施設の特性もあり、地域交流を積極的に行っていくのは難しい一面もあります。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れの事前説明の手順書が整備さて、受入れ窓口（課長）による「施設案内」「施設利用者状況」「記名登録」「申込書類」等の理解及び注意事項（トラブルや事故防止対策、個人情報保護の誓約書等）の説明がボランティア参加者に行われ実施されています。</p> <p>学習指導（週2回の有償指導）及び学生ボランティア（研修生のあそびサークル結成）等の実施が行われています。</p> <p>また、里親会さんによる餅つき、地域の団体、会社等からの寄贈（軽自動車、バスケットゴール・ボール、サッカーボール、洗濯機等）による協力もあります。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>施設に必要な関係機関のリスト（警察署、消防署、保健所、医療機関、福祉事務所、市役所、児童相談所、福祉サービス事業所、出雲養護学校、みらい分教室等）等が作成されています。</p> <p>定期的に関係機関（市教育委員会、児童相談所、福祉事務所、みらい分教室等）との情報連絡会が開催され、意見交換及び提言・アドバイスを受けるなどの施設運営及びサービス改善の取組が行われています。</p> <p>関係機関等の窓口担当との定期的な情報交換及び連絡一覧表及び関係機関等の連携内容及緊急時の対応等がタイムリーに行うためにも全職員への周知が図られることを望みます。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>地域への貢献事業として、法人としての相談事業所として、一部のニーズについては把握しておられますが、地域住民となると施設の特性上関わる機会が少ないのが現状です。</p> <p>年1回障害者支援に関する公開セミナーが実施されており、講師による地域や学校等への研修会等も実施されています。公開セミナーの際等にアンケートを取ってニーズの把握をされる事も検討されても良いと思います。</p> <p>今後に於いても社会福祉協議会、児童相談所、地域コミュニティセンター等々との連携機能を発揮して、地域に対する積極的な参加・交流を継続され、地域の福祉ニーズ等を把握されることに期待します。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人組織としての倫理要領「地域から愛され、信頼されるよう努める」及び事業運営計画の主な柱の中で「社会貢献活動の実施」を掲げ、これまで多様な要望・ニーズ把握に基づき（神西地区福祉フェスタ、神西まつり）及び公開セミナー開催や施設の体育館の開放等）、地域貢献・交流活動や施設行事等への参加ご案内等による取り組みが積極的に行われています。</p> <p>地域への貢献事業として、法人としての相談事業所として、年1回障害者支援に関する公開セミナーが実施されており、講師による地域や学校等への研修会等も実施されています。</p> <p>年1回地域の消防署（地元消防分団）・地域防災協力委員の方々との総合防災訓練の実施（年1回）、地域交流ホームや施設体育館等の開放、神西湖清掃等の取り組みが展開されています。</p> <p>全職員がセカンドステップファシリテーターの資格もあり、セカンドステップの受託研修も行い、毎年市内の保育園・小中学校に案内を出しておられますが、利用者がまだあまりないのが現状です。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の治療・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した治療・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、パンフレットや事業計画に子どもを尊重した治療方針、支援について明記されており、法人全体でも研修が行われています。</p> <p>人権擁護のマニュアルが策定され、「虐待防止マニュアル」「身体拘束マニュアル」「倫理要領」「スタッフ行動規範」及びハラスメント相談窓口等の開設による利用者への尊重や基本的人権への配慮（コンプライアンス・人権・虐待防止等）の研修や勉強会が組織的に実施されています。</p> <p>また、定期的に「スタッフ虐待セルフチェック（年2回）」及び子どもへの「いじめ暴力聞き取り」（年3回）が行われ、子どもの人権尊重に関する職員への法令遵守意識の醸成の取組みが行われています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した治療・支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人で年数回接遇、人権研修を行い、プライバシー保護や人権擁護に配慮した治療・支援提供が行われています。</p> <p>プライバシー保護の規定マニュアルが整備され、職員に周知されています。</p> <p>2人部屋だった居室についても仕切りの壁を設置することにより、カーテンで仕切られていた時より、プライバシーが保てるようになりました。</p> <p>個人情報保護規程（プライバシー保護含む）に基づき、入所時に重要事項説明書等に於いて、子ども・保護者等へプライバシー保護に関する権利擁護等の説明が行われ、施設でのイベント等で利用者の顔写真等を施設の広報誌等で利用することがあることから写真利用等の本人同意（許可）を得て使用するなどの取組みが行われています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 治療・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページも作成されており、施設案内（パンフレット・入所のしおり等）も用意されています。ルビ付きの資料もあり子どもでも理解しやすいよう配慮されています。</p> <p>入所予定の子どもや保護者には施設案内（重要事項説明書・入所のしおり・みらいでの生活ルールブック等）で丁寧な説明がされています。</p> <p>見学の希望にも対応されています。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>治療・支援の開始時には、重要事項説明書・入所のしおり・みらいでの生活ルールブック等を使用し、丁寧でわかりやすく説明に努力され、利用者の受入れ手順に沿ってサービス内容や契約内容等の同意に基づき、入所手続きが行われることとなっています。</p> <p>また、入所後の治療・支援の開始時に「自立支援計画書」が作成され、児童、保護者等にその説明が行われサービスの提供が開始されます。</p> <p>日常の治療過程等のモニタリング記録によるケースカンファレンスが実施され、治療・支援の評価や必要なサービス見直し項目等、利用者・家族に変更内容等が適切に説明され、同意を得て新しい「自立支援計画書」による治療・支援が実施されています。</p> <p>平成30年度末には親子参加型の「セカンドステップ親子塾」を実施され、子どもたちの学んでいることを保護者に理解してもらい、帰省中や退所後の生活など家庭でも活かしてもらう事を目的に保護者に受け入れてもらえるような取り組みを始められておられます。また、家庭支援専門相談員を配置され、保護者・家庭への支援を図っておられます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>家庭や他施設への移行の場合は、現状の心身状況や治療・支援等のサービス内容等、引き継ぎ書による保護者、児童相談所等、関係機関等に対する継続的な援助が行われるための説明が実施されており、治療・支援の継続性に配慮した引き継ぎ文書を用意されています。</p> <p>子ども一人ひとりに対する退所後の相談窓口担当は定められていませんが、移行後に於いても安心した生活が過ごせるために、利用者・家族等からの気軽に相談を受ける旨の説明が行われ、移行後も継続的な支援が実施されています。</p> <p>退所後、家庭での子どもの生活や進路及び心身の成長等について、児童相談所及び関係機関等の情報交換によるアフターフォローが継続出来る事に期待します。</p> <p>通所サービスを利用することも可能ですが、島根県内に1か所しかない施設なので通所利用にまで繋がらないことがあります。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>担当職員との面談、毎月の児童ミーティング（毎月）やアンケート調査（嗜好調査含む）により、子どもの意見・要望をできるだけ反映した援助等の取組みが行われています。</p> <p>また、施設内の「サービス評価委員」による子どもの満足に関する意見・要望等の聞き取りが行われ、組織運営に於ける提言や法人組織全体のサービス委員会（月1回）で、各部署代表等（虐待防止・権利養護委員会も参加）による各部署の「人権への配慮の事業運営、日常生活支援サービス状況、生活環境の整備状況、地域との連携の取り組み状況、緊急時体制」・設備の定期点検等の評価や改善対策等の取組みが実施されています。</p> <p>意見箱も設置されています。</p>		

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みをわかりやすく説明され、施設内にもポスターの掲示もあります。</p> <p>広報誌のお知らせに「職員との面談受け付け」「苦情解決第三者委員」が記載されており、いつでも問い合わせることができる体制があります。</p> <p>苦情解決規程、地域苦情解決マニュアル等に基づき、福祉サービス相談委員会（各部署の代表をもって構成）が確立されています。</p> <p>苦情・相談がいつでも気軽にできるための意見箱）が整備され、意見・苦情に対する改善対策が行われています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>毎月、棟別で児童ミーティングを行ない、意見が述べやすい環境作りを整備されています。</p> <p>小規模グループケアにより、職員に個別に相談をしやすくなっています。</p> <p>居宅の食堂付近へ意見箱が設置され、遠慮せずに気軽に意見・要望が進言できる整備が行われています。</p> <p>利用者の個人的な悩みや相談等は、心情の背景等にも配慮した対応が必要なことから居室ではなく、相談室等の個室を利用での十分な受け止めや心身の状況観察等の変化を察した対応が行われています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決規程、地域苦情解決マニュアルに基づき、日常の職員とのコミュニケーションによる相談や意見や児童ミーティング、アンケート調査、意見箱への苦情・相談・意見に対する情報は、施設長へ報告され早期の対応の検討が実施されています。</p> <p>職員会議(毎週)や緊急検討が実施され、施設運営のルールや施設設備に関する意見・要望等について、改善、検討継続、延期・実行不可能等のフィードバックが行なわれています。</p> <p>福祉サービス相談委員会（施設長の代表構成）及びサービス評価委員会（月1回）で、組織運営におけるサービス内容に関する評価や検討が行われ、職員会議等で、法人組織での「児童心理療育センターみらい」の児童ミーティング内容及びアンケート調査内容等の検討報告等の検証内容・評価等が職員全体への共有が図られています。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な・支援の提供のための施設的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な治療・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>「リスクマネージメント実施規程」「緊急時対応マニュアル」「危機管理マニュアル」による安心・安全な施設運営の取組が実施されています。</p> <p>法人組織として、「リスクマネージメント委員会」「防災委員会（避難訓練・救急救命訓練計画・実施）」「環境衛生委員会（組織の環境整備・衛生管理、改善対策）」「危機管理対策委員会（不慮の災害、重大な事件・予兆に対する対策）」「虐待防止・権利養護委員会」「身体拘束委員会」の構成メンバーに施設長及び管理者等が選出された体制により、各部署の相互チェック体制でそれぞれの取組が適正であるかの検証や評価及び改善等が行われています。</p> <p>施設設備の点検（チェックリストによる毎月実施）及び事故ヒヤリハット報告書の作成報告が適正に実施されています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対策マニュアルに基づき、感染症、食中毒等の予防・まん延防止対策、リスクマネジメント委員会や健康会議メンバー（看護師、栄養士職員等）が中心となり、園内外の環境整備計画及び衛生管理による改善計画等の利用者の感染症予防対策が取組まれています。</p> <p>また、職員へのインフルエンザ予防接種及び外部からの感染予防対策（職員等の感染時の病気休暇、インフルエンザ流行時期の手洗い・うがい・マスク着用の徹底等）及び施設内の手すりやドア等の消毒等にも配慮された取組が行われています。</p> <p>マニュアルの見直しも行っておられます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>防災マニュアル（地震・水害）に基づき、法人組織としての「災害委員会」による避難訓練の計画・実施（毎月）及び総合避難訓練（年1回）の実施、救急救命講習の企画等による災害を想定した安全確保の取組が組織的に実施されています。</p> <p>総合避難訓練は、出雲市消防署、地域の消防分団との協力体制の強化を図るための地域防災協力委員の参加等による共同訓練が行われています。</p> <p>子どもや職員の安否確認等一斉配信（メール等）にての訓練が実施されています。</p> <p>食料の備蓄・非常用持ち出し袋等防災グッズ等の整備も行われています。</p> <p>災害時の対応策として、事業継続計画（BCP）の策定を望みます。</p>		

Ⅲ-2 治療・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され・支援が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>生活スタッフ、心理スタッフ、医療、分教室、児童相談所、家庭の各々の入所から退所までの時系列の役割・手順が「みらい入所治療・支援の展開」のフロー図にまとめられており、それを基に自立支援計画の作成や治療・支援を職員は提供されています。</p> <p>一人ひとりの治療・支援については、自立支援計画に基づき、スタッフの共通認識（職員会議・棟別会議等）による支援が行われています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>「みらい入所治療・支援の展開」のフロー図についても、定期的に見直しが行なわれます。</p> <p>治療・支援の標準的な実施状況は、治療プログラム決定会議や入所後1ヶ月会議、定期のケースカンファレンス会議（年3回）、分教室との定例会議（毎月）等について、心理支援、生活支援、医療支援等についての検証及び改善・見直し等による援助が行われています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>入所時、児童相談所からの情報提供書も届きますが、施設入所に際して、施設独自で定められた書式によるアセスメントが、利用者・家族等に対して実施され、生活スタッフ、心理スタッフ等様々な関係職員が参加し、協議をして個別自立支援計画、治療予定表が作成されます。</p> <p>入所1ヶ月後、学期ごとに年3回計画の見直しを行ない、一人ひとりのニーズの把握が行なわれています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入所1ヶ月後には治療方針等の協議が実施されます。</p> <p>担当の生活スタッフ、心理スタッフが中心となり、日常の心理・医療支援、生活状況等のモニタリング記録（毎月）等による定期的なケースカンファレンス会議が開催され、子ども一人ひとりの個別自立支援計画（学期末：3ヶ月単）を評価し、心身状況変化に応じた必要な改善・見直し計画が策定され、利用者・家族等の同意を得た治療・支援が行われています。</p> <p>状況に変化が見られたり、問題行動が見られた時にはすぐに見直しが行なわれます。</p>		

Ⅲ-2-(3) 治療・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの生活状況や心理療法等、統一されたフォーマットに治療記録・支援経過記録を組織内のネットワークシステム（LAN）を活用したソフトに入力され、管理された情報を職員間で共有を行いながら、効果的な日常の業務の推進が実施されています。</p> <p>新人研修の際に記録方法についての研修が行われます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>個人情報保護マニュアルに基づき、職員は、個人情報保護誓約書に同意した法令遵守に関する責任を明確にした取り組みが行われています。</p> <p>子どもの個人ファイルが整理・整頓され、電子保存システム管理委員会による電子保存に関する情報の取り扱いや管理に関する事項の管理体制が確立され、資料保管（保存）・廃棄等の規程に沿った処理が行われています。</p>		

内容評価基準（20項目）

A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

		第三者評価結果
A-1-（1）子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-（1）-①一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	a
<p><コメント></p> <p>総合環境療法を踏まえた多職種が連携した取り組みが実践されています。</p> <p>現在の治療・支援が終了し退所後の生活の在り方が職員主導にならないようにするためにも月2回の全体会議で振り返りを行ない、検証されています。</p> <p>職員は子どもの最善の利益の観点から、必要に応じて施設長、課長、係長にアドバイスや相談が受けられる環境が整えられています。</p>		
A②	A-1-（1）-②子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>生活スタッフ（ワーカー）は子どもたちから相談されたり、生活の場面で一緒に活動したり、話す時間を大切にしておられ、各棟で年間計画を立て、誕生日月には担当職員と個別に希望する活動を計画から実行まで一緒に進め外出したり、ゆっくり話を聞いてもらう機会を設けたり、アウトドア体験や公共施設の利用や買い物に出かけるなどの生活体験を積み上げておられます。</p> <p>職員はいつも手を広げて待っているから、安心して飛び込んできて下さいという気持ちで信頼関係を構築することに努めておられます。</p>		

A③	A-1-(1)-③子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>発達段階に応じた生活に必要なスキルを身につけさせることを自立支援計画にも反映されています。</p> <p>小規模グループケアの生活支援として、自分で出来ること、自分で生活する力を付けるため、家庭環境と雰囲気に近い環境が整備され、食事、洗濯、掃除、裁縫、アイロン掛け等の生活に必要な作業の習得を目指されています。</p> <p>生活日課のルールに於いて、起床・就寝時間の設定、SNSは当施設では使用不可、CDプレイヤー・テレビの視聴時間の設定、学習・自由時間の設定、入浴、食事時間帯等が定められ正しい生活が身に付けるための取組みが行われています。</p> <p>また、分教室でもインターネットトラブルの学習をされています。</p> <p>また、棟グループとして、地域への外出、買い物、食事等に出かけて、小遣い帳の付け方や計画的なお金の使い方などの声かけが行われています。</p> <p>年齢に応じた取り組みとして、年齢の低い子ども等は、生活習慣等の習得及び個別に関わる時間を増やすなど、情緒の安定に配慮した支援が行われています。</p>		
A④	A-1-(1)-④子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>生活スタッフ、心理スタッフ、職員全員で問題について共有し、子どもと面談を行ない、今後についての話し合いをされています。</p> <p>セカンドステップの取り組みを継続され、子ども達の支援に役立てておられます。</p> <p>セカンドステップについては、全職員がファシリテーター資格を取得され、毎週棟ごとにレッスンが行われる等が行われています。</p> <p>その効果を将来的に発揮するために「セカンドステップ親子塾」を開催して、子どもが学んでいる様子を理解いただき、退所後の生活家庭での暮らしでもセカンドステップのスキルを実践が将来的な効果の発揮に期待できる取組みが行われています。</p>		
A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成		
A⑤	A-1-(2)-①日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>毎月、児童ミーティングを行ない、子どもたちが自分たちの生活をより良くできるように考える機会を用意されています。</p> <p>子どもたちが行きたい所や施設での生活のルール等について主体的に話し合いをし、職員は適宜アドバイスをされています。</p> <p>出てきた意見や要望に対しては、できるだけ対応するよう努めておられます。</p> <p>プライバシー保護の取り組みや施設内のレクや行事、地域イベントや棟生活のルール等に対する意見・要望を反映した子どもたちが自主的な考え、意見が言える環境づくりが行われています。</p>		

A⑥	A-1-(2)-②子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>日常生活ルールである「生活日課」等が入所時に入園のしおりで示され、他者との共同生活を通じ、子ども自身の自分の落ち着かせる生活や対人関係や協調して過ごすための養育が行われています。</p> <p>施設内での生活のルール、社会生活のルール、約束ごとについて理解できるように説明されています。</p> <p>外出や買い物に出かけた時はお金の使い方や交通ルールなど日常生活で習得すべきことが身に付くように心がけておられます。</p> <p>子ども同士が相手のことを考え行動ができることが望ましいですが、なかなか難しい部分もあり、毎日身近にいる職員が子どもたちの手本になるような振る舞いや態度を取るよう努められています。</p>		
A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援		
A⑦	A-1-(3)-①子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。 ※a・cで評価	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止マニュアル・身体拘束マニュアルに基づき、子どもの権利養護の取り組みが行われています。</p> <p>組織としての基本理念は、「児童たちの心の成長と自立を促し、一人ひとりの人権尊重と豊かな成長の実現を図る」ための組織である旨の治療方針が掲げられています。</p> <p>法人組織として、虐待防止・権利養護委員会や身体的拘束廃止委員会が設置され、人権を守るための対応の外部研修にも参加し法人全体で取組まれています。</p>		
A⑧	A-1-(3)-②子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>入所時に児童相談所から「権利ノート」で権利についての説明がされています。</p> <p>施設内においても、子どもが自由に発言できる場の確保である毎月の児童ミーティング、アンケート調査、相談ポストや日常生活の中での悩み事の相談（相談室）等が気軽に行える旨の理解に沿った援助の取り組みが行われています。</p> <p>暴力防止のアンケートのフィードバックの機会に、「権利ノート」の内容の確認が行なわれています。</p> <p>また、いじめ・暴力の聞き取りも行なっておられます。</p>		

A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等		
A⑨	A-1-(4)-①子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>就業規則等の規定に体罰禁止が明記されています。</p> <p>小規模グループケア単位の子どもの生活援助「児童指導員・保育士」「セラピスト（心理療法）」等が連携した集団的な療育支援が行われる体制整備が構築され、子どもと職員との関わり及びグループケア単位に子どもとの関わりに関する良否チェックが職員間で行なわれるなどの援助が実施されています。</p> <p>組織とし虐待防止マニュアル・身体拘束マニュアルに基づく「虐待防止等セルフチェックシート」「権利ノートチェック（年3回）」「子どもの権利擁護研修」等による治療・支援が行われています。</p>		

A-2 生活・健康・学習支援

A-2-(1) 食生活		
A⑩	A-2-(1)-①食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>基本的な食習慣が身に付けられるよう、食事の時間は決まっており、3食きちんと食べられるよう支援されています。</p> <p>併設の障害児入所施設と共用の厨房で栄養管理された食事が提供されており、温かい物は温かく、冷たい物は冷たく食べられるよう適温提供され、疾病・アレルギー等にも配慮されています。</p> <p>また、学期に1回（年3回）嗜好調査も実施されています。</p> <p>食事の配膳・後片付けも習慣として身に付くように行い、女子棟では米は自分たちで炊き、簡単な調理も職員が支援しながら行われます。</p> <p>行事食、節分、クリスマス、年越しそば等時期や季節に合った食事も用意され、誕生日にはリクエストメニューの希望も聞いてもらえます。</p> <p>棟活動日で外食に出かける機会も設けておられます。</p> <p>年末・年始に家庭に帰ることができない子どもと職員と一緒に鍋料理を食べる等、家庭的な雰囲気を感じてもらえるような工夫をされています。</p>		

A-2-(2) 衣生活		
A⑪	A-2-(2)-①子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>入所時に自宅から持ってきた衣服や帰宅時に持ち帰った衣類等現在の身体に合った服や季節に合った服を着用できるよう支援しておられます。</p> <p>家庭で準備できない子どもには、子ども自身が衣服を購入できるよう年に3・4回は一緒に買い物にも出かけておられます。</p> <p>居室には衣類の収納スペースがあり、所有感を持てるようにされています。</p> <p>洗濯物は各自がネットに入れ、職員が洗濯をし、各自が干しておられます。</p> <p>洗濯をして、清潔な衣服を身に付ける習慣の支援が行なわれています。</p> <p>衣服については個人の好みに任せておられますが、職員がアドバイスされることもあります。</p> <p>発達段階に応じた裁縫や洗濯機、アイロン等の指導等が行われている。</p>		
A-2-(3) 住生活		
A⑫	A-2-(3)-①居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。	b
<p><コメント></p> <p>居室全体が木の温もりを感じる造りとなっており、リビングスペースがあり、小規模グループケアにより、以前より家庭的なくつろげる空間になるよう工夫され、冷暖房完備で季節に合った適切な温度で生活できます。</p> <p>個室と二人部屋（低学年）生活が行われ、二人部屋の室内の仕切り壁が設置される等、プライベート保護対策等の配慮や食堂・談話室でのくつろげる空間が整備されています。</p>		
A⑬	A-2-(3)-②発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>居室以外の施設の清掃は職員が行っておられますが、居室の整理整頓や掃除等基本は子どもが行うこととされており、毎朝登校前に自室の掃除、整理整頓を行ない、習慣になるよう支援されています。</p> <p>各部屋のごみ箱は一杯になったら職員に渡し、危険な物が入っていないかチェックをし、分別されています。子どもたちも基本的なごみの分別については学んでおり、施設に自分たちで書いた資源ごみのポスターが貼られています。</p> <p>また、風呂掃除に於いても年齢に応じて、風呂掃除等を職員と一緒にしながら体験を通じた養育が行われています。</p>		

A-2-(4) 健康と安全		
A⑭	A-2-(4)-①発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>月に1回健康会議が開催され、子どもの健康管理、保健衛生や食事内容等についての協議が行われています。</p> <p>子ども達は、身体の健康、清潔について自己管理し、体調の変化があれば職員に伝えるよう指導されています。</p> <p>入浴時間の職員による入浴援助・指導や安全管理が適切に行われており、体や髪洗い残しがないか支援される事もあります。</p> <p>また、危険物（髭そり用シェーバー・爪切り・ハサミ等）は職員が職員室で管理されています。外出時の注意点や交通ルールについても子ども達に機会をみて伝えておられます。</p>		
A⑮	A-2-(4)-②医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理として、内科検診（学期単位：年3回）、歯科検診（年2回）、耳鼻科・眼科（年1回）、検尿（年2回）、心電図（小学校4年・中学校1年）、身体測定（毎月）、歯磨き指導（年2回）等が嘱託医による健康診断等が行われてます。</p> <p>医療支援として、嘱託医による毎週の小児科診療と毎月の精神科診察（面談・相談）が行ない、子どもの一人ひとりの健康管理が行われています。</p> <p>看護師は受診時の付き添いや医療全般の状態を把握し、医療機関と連携を図りながら、服薬や服薬の手順を管理されています。</p> <p>夜間等の子どもの緊急的な病気等が発生した場合は、隣接する法人組織のグループ内に看護師等との連携による初期対応や医療機関等への手配等緊急時対応マニュアルに基づいた対応が実施されています。</p> <p>法人の嘱託医（内科）が近くにあり調子が悪くなった際にはすぐに受診できる体制があります。職員は救急救命の講習も受けておられます。</p>		
A-2-(5) 性に関する支援等		
A⑯	A-2-(5)-①子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>心理・性防止プログラムが作成されています。性問題のある子どもはセラピーを受けて治療の機会を設けています。</p> <p>平成30年度より夏と冬の長期休暇を利用して性教育プログラムを実施されています。</p> <p>「命の大切さ」「男女の違い」「体を清潔に保つ」「プライベートゾーン」について小学生男女・中学生男子・中学生女子に分かれてそれぞれの年齢や性別に合わせた学習をされています。</p> <p>プログラムは性教育委員が中心となって取り組んでおり、委員は毎月検討の場を持ったり、研修に出かけたりして、知識・技術の向上に努めておられます。</p> <p>外部講師を招いてバースデープロジェクトが実施されています。</p>		

A-2-(6) 学習支援、進路支援等		
A⑰	A-2-(6)-①学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>「児童心理養育センターみらい」の分教室（小学部・中学部）が併設され、子どもたちの特性に合わせた学力向上に向けた養育が行われています。</p> <p>分教室や学校担当者（定例会議等）との情報交換による課題や改善策及び成果に結びついている項目等が協議され、学校で生じる問題等も協力して対応しておられます。</p> <p>施設内での学習機会として、生活日課の学習・自由時間が設定され、平日の夕方学習が行われています。</p> <p>ボランティアの学生に月2回（入試前に時期は中3の子どもたちは週1回別室で）宿題や勉強を見てもらう支援が実施されています。</p> <p>高校進学の場合、分教室、保護者、児童相談所などから意見を聞き、連携しながら進路が決定できるようにされています。</p> <p>また、子ども一人ひとりと将来について話し合わせ、進路決定ができるよう支援されています。家庭復帰を目指す場合、退所後の通学する学校に情報提供を行ない連携が図られています。</p>		

A-3 通所支援

A-3-(1) 通所による支援		
A⑱	A-3-(1)-①施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>通所治療の事業も実施されており、退所後に於いて通所して継続的な心理ケアの支援を受けており生活支援や心理的ケアが継続して行われています。</p> <p>退所後、在宅からの通園であればアフターケアのフォローが可能となりますが、島根県下に1施設ということもあり、なかなか通所したくてもできない子どももあるのが現状です。</p>		

A-4 支援の継続性とアフターケア

A-4-(1) 親子関係の再構築支援等		
A⑱	A-4-(1)-①施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	b
<p><コメント></p> <p>家族に個別支援計画の取組み状況、日常生活・分教室での様子、施設の行事等担当者から伝え、保護者との関係作りをされています。</p> <p>家庭支援専門相談員がより細やかに保護者の話を聞き、家庭訪問を行ない、面談を重ねながら児童の受け入れに対する心の準備ができるように支援をしておられます。</p> <p>また、「セカンドステップ親子塾」を開かれ、子どもたちが体験していることを保護者に理解してもらい、一時帰宅や退所後の生活に活かし家族再構築がスムーズに進むような試みを始められています。</p> <p>親子が必要な期間一緒に過ごせる家族棟施設の早い時期での設置に期待します。</p>		
A⑳	A-4-(1)-②子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設退所後は家庭支援専門相談員が中心になって活動をしておられます。</p> <p>相談支援機能として、3ヶ月単位に子どもや家族へのアフターケア（電話、訪問、来所面談等）が定期的実施され、子どもの生活の様子等の把握や相談相手としてのフォローが実施されています。</p> <p>通所機能もありますが、県内1施設という事もあり、つながらないケースも多くしっかりとしたアフターフォローができない場合もあります。</p> <p>退所後もいつでも相談できることを伝えておられます。</p>		